

久留米広域市町村圏事務組合告示第7号

令和4年第2回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会において、下記の予算及び決算が議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第219条第2項及び同法第233条第6項の規定により、当該予算及び決算の要領を公表する。

令和4年8月25日

久留米広域市町村圏事務組合長 原 口 新 五

記

1 予算

令和4年度久留米広域市町村圏事務組合
広域消防特別会計補正予算（第2号）

2 決算

- (1) 令和3年度久留米広域市町村圏事務組合
一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和3年度久留米広域市町村圏事務組合
小児救急医療支援事業特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和3年度久留米広域市町村圏事務組合
広域消防特別会計歳入歳出決算

3 議決年月日

令和4年8月22日（月）

**令和４年度久留米広域市町村圏事務組合
広域消防特別会計補正予算（第２号）の要領**

「消防庁舎整備事業」及び「消防施設整備事業」にかかる財源の一部に「緊急防災・減災事業債」の適用が見込めることとなったため、組合債の増額及び限度額の変更を行うもの。

なお、組合債の増額に伴い、市町負担金を同額減額するため、歳入歳出予算の総額に変動はない。

１ 歳入予算補正

（単位：千円）

款	補正前の額	補 正 額	計	説 明
分担金及び負担金	4,438,092	△15,600	4,422,492	市町負担金を減額
組 合 債	452,900	15,600	468,500	緊急防災・減災事業債を増額
歳入合計	5,417,000	0	5,417,000	

２ 地方債補正

（単位：千円）

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
消 防 庁 舎 整 備 事 業	73,800	86,600
消 防 施 設 整 備 事 業	36,800	39,600
計	452,900	468,500